様式１

事業報告書

医療法人整理番号			80001	
報告期間	自		令和7年6月1日	
	至		令和8年5月31日	
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称		医療法人医誠会	
		分類①	社団（出資持分あり）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	山口県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	萩市	
		町名・番地	大字江向413番地1	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		平成8年12月16日	
	(4) 設立登記年月日		平成8年12月17日	
	(5) 理事長の氏名	姓	山本	
		名	達人	
	役員及び評議員の人数		4	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら	
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら	
	(2) 附帯業務		記載はこちら	
	(3) 収益業務		記載はこちら	
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら	
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら	
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式１：1-(2)

事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

都道府県	市区町村	町名･番地	建物名
山口県	萩市	大字江向413番地1	

様式１：1-(5)

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考
理事	山本	達人	都志見病院管理者
理事	嶋崎	隆郎	都志見病院副院長
理事	俵山	明	㈱山口銀行
監事	市原	巌	市原内科皮膚科管理者

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所.（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	都志見病院		3510411170	山口県萩市大字江向413番地1	175	59	59	0	0	0	0

様式１：2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和7年7月30日	令和６年度（第２９期）決算の決定
令和7年7月30日	令和７年度（第３０期）事業計画及び収支予算の決定

注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、
これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、
かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注）
１．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容
令和8年2月1日	救急告示病院（更新）
令和8年4月1日	山口県肝疾患専門医療機関（更新）

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項
令和7年6月8日	受変電設備更新

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式２

法人名　医療法人　医誠会
所在地　山口県萩市大字江向413番地1

※医療法人整理番号	80001

財　産　目　録

（令和　8年　5月　31日現在）

１．資　産　額　　2,932,557 千円
２．負　債　額　　3,272,955 千円
３．純　資　産　額　　△ 340,398 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流動資産		578,743
B　固定資産		2,353,814
C　資産合計	（A＋B）	2,932,557
D　負債合計		3,272,955
E　純　資　産	（C－D）	△ 340,398

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）
建　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式3－1

法人名　医療法人医誠会
所在地　山口県萩市大字江向413番地1

※医療法人整理番号 80001

貸借対照表

令和8年5月31日　現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	578,743	Ⅰ 流動負債	2,443,779
現金及び預金	137,650	買掛金	155,559
事業未収金	387,216	未払金	117,849
未収金	1,926	短期借入金	1,380,200
たな卸資産	45,369	その他の流動負債	781,595
前払費用	7,057	未払法人税等	203
短期貸付金	1,115	預り金	8,373
その他の流動資産	710	未払消費税等	
貸倒引当金	-2,300	前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
Ⅱ 固定資産	2,353,814		
1 有形固定資産	726,567	Ⅱ 固定負債	829,176
建物	631,657	長期借入金	647,572
構築物	4,561	長期未払金	181,604
医療用器械備品	33,762	繰延税金負債	
その他の器械備品	41,125	その他引当金	
その他の有形固定資産	783	その他の固定負債	
土地	14,679		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	3,272,955
		純資産の部	
2 無形固定資産	126,876	科目	金額
借地権	6,806	Ⅰ 出資金	100,000
ソフトウェア	118,864		
その他の無形固定資産	1,206	Ⅱ 積立金	-440,398
		その他積立金	-440,398
3 その他の資産	1,500,371	繰越利益積立金	
その他の固定資産	1,500,371	その他積立金	
長期貸付金			
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金			
長期前払費用		Ⅲ 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	-340,398
資産合計	2,932,557	負債・純資産合計	2,932,557

（注）1．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人医誠会
所在地　山口県萩市大字江向413番地1

医療法人整理番号	80001

損　益　計　算　書

自　令和7年6月1日　至　令和8年5月31日

（単位：千円）

科目		金額	
Ⅰ　事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			2,395,065
2 事業費用			
(1) 事業費		2,657,635	
(2) 本部費			2,657,635
本来業務事業損失			262,570
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
	事業損失		262,570
Ⅱ　事業外収益			
受取利息		219	
その他の事業外収益		172,908	173,127
Ⅲ　事業外費用			
支払利息		22,981	
その他の事業外費用			22,981
	経常損失		112,424
Ⅳ　特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益		2,200	2,200
Ⅴ　特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失			0
	税引前当期純損失		110,224
	法人税・住民税及び事業税	202	
	法人税等調整額		202
	当期純損失		110,426

(注) 1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名　医療法人　医誠会

所在地　山口県萩市大字江向413番地1

※医療法人整理番号	80001

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の近親者が代表者である法人	久生商事（株）（注）1	山口県萩市大字江向413番地1	120,449	雑貨販売と不動産貸付	日用品等の購入	運転資金の借入金の返済（注）2	7,500	長期借入金	61,872

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1：当法人の理事長　都志見睦生の配偶者が代表取締役である法人

（注）2：経営状態が改善された場合には毎月￥1，000,000を返済予定としている。また、借入利息として年1%の利率で毎月支払いをしている。

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	都志見睦生	医師	当法人理事長不動産の賃貸	・病院建物賃貸料の未払（注）3 ・運転資金の借入	135,100	その他の流動負債	518,550
役員	都志見睦生	医師	当法人理事長不動産の賃貸	病院建物賃貸に伴う敷金	0	敷金	1,500,000

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）3：経営状態が改善された場合には毎月￥5,850,000を返済予定としている。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人医誠会
理事長　都志見　睦生　殿

私（注１）は、医療法人医誠会の令和７年会計年度（令和７年６月１日から令和８年５月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年７月17日
医療法人医誠会
監事　市原　巖

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。